

# 令和7年度 品川区認可外保育施設保育料助成制度のご案内

## 1. 制度概要

助成対象 施設	① 以下の事項を全て満たす認可外保育施設（公立施設を除く） <ul style="list-style-type: none"><li>・ 児童福祉法第59条の2に基づき、都道府県知事（中核市、政令指定都市、児童相談所設置市（特別区を含む））に届け出ていること</li><li>・ 認可外保育施設指導監督基準を満たしている旨の証明書が発行されていること</li></ul>				区内施設はこちら→ (品川区HP) 																												
	② 東京都認証保育所				区外施設はこちら→ (東京都福祉局HP) 																												
	③ 公立の認可外保育施設				※施設等利用給付（国の幼稚教育無償化給付金）とは助成対象施設が異なる場合がありますのでご注意ください。																												
対象者	<p>児童が【助成対象施設】の①または②の施設に在籍している場合は、次に掲げる①および②の要件を満たすこととし、【助成対象施設】の③の施設に在籍している場合は、次に掲げる要件を全て満たす保護者とする。</p> <p>① 認可外保育施設に在籍している児童およびその保護者が、毎月1日時点で品川区の住民基本台帳に記録されていること。</p> <p>② 保護者と一つの認可外保育施設が、<b>120時間以上の保育を行う月極め契約（※）</b>を締結し、児童が<b>毎月1日</b>時点で認可外保育施設に在籍していること。</p> <p>※120時間以上の月極め契約とは、週5日の場合は、1日6時間以上の契約、週4日の場合は、1日8時間以上の契約などが該当します。120時間以上の月極め契約には、延長保育の時間を含みません。</p> <p>③ 公立の認可外保育施設に児童が通う場合、当該児童は課税世帯に属する第2子以降のものであり、0～2歳児であること。</p> <p>※施設等利用給付（国の保育料無償化給付金）とは要件が異なりますのでご注意ください。</p>																																
助成額	助成上限額（月額）は下表のとおりです。				<table border="1"><thead><tr><th>助成対象 施設</th><th colspan="3">支給要件 (児童の年齢、課税状況等)</th><th>補助上限額 (月額)</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">①および②</td><td rowspan="2">0～2歳児</td><td>住民税課税世帯 もしくは 保育の必要性を有さない 住民税非課税世帯</td><td>第1子</td><td>40,000円</td></tr><tr><td>保育の必要性を有する住民税非課税世帯 (※)</td><td>第2子以降</td><td>67,000円</td></tr><tr><td colspan="4">3～5歳児</td><td>25,000円</td></tr><tr><td>③</td><td>0～2歳児</td><td>住民税課税世帯</td><td>第2子以降</td><td>20,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>13,000円</td></tr></tbody></table>	助成対象 施設	支給要件 (児童の年齢、課税状況等)			補助上限額 (月額)	①および②	0～2歳児	住民税課税世帯 もしくは 保育の必要性を有さない 住民税非課税世帯	第1子	40,000円	保育の必要性を有する住民税非課税世帯 (※)	第2子以降	67,000円	3～5歳児				25,000円	③	0～2歳児	住民税課税世帯	第2子以降	20,000円					13,000円
助成対象 施設	支給要件 (児童の年齢、課税状況等)			補助上限額 (月額)																													
①および②	0～2歳児	住民税課税世帯 もしくは 保育の必要性を有さない 住民税非課税世帯	第1子	40,000円																													
		保育の必要性を有する住民税非課税世帯 (※)	第2子以降	67,000円																													
3～5歳児				25,000円																													
③	0～2歳児	住民税課税世帯	第2子以降	20,000円																													
				13,000円																													
その他	<p>※「保育の必要性を有する」とは、子育てのための施設等利用給付認定（第3号）を取得していることを意味します。認定は、遡ることができません。事前の申請が必要です。詳しくは裏面の「参考情報」をご確認ください。</p> <p>① 令和7年9月より、補助上限額（月額）の増額が予定されています。詳細については、今後、区ホームページなどでお知らせします。</p> <p>② 保育料助成制度の対象となる保育料は、基本保育料のほか給食代やおやつ代を含みます。入園料、延長保育料、夕食代等は含みません。認可外保育施設の保育料助成金は、所得税法上における非課税所得となります。</p> <p>③ <b>認可保育園や区立幼稚園に在籍している、または私立幼稚園に在籍している月は、本助成金の交付を受けることができません。</b></p> <p>④ 令和5年度に「品川区認証保育所保育料助成金」もしくは、「品川区認可外保育施設保育料助成金」の申請をして、交付を受けていた方で、令和6年度からの制度内容の改正に伴い助成金額が少なくなる場合は、当分の間旧制度に基づき審査した金額を助成します。</p>																																

## 2. 提出書類および申請スケジュール

### 【提出書類】

令和7年度品川区認可外保育施設保育料助成金交付申請書

【スケジュール】 ※初回申請から内容に変更がなければ、申請は年度（4月～3月）に1回です。

申請期	対象月	申請期限（必着）	入金予定日
第1期	4～6月	令和7年 6月13日（金）	令和7年 8月末
第2期	7～9月	令和7年 9月12日（金）	令和7年11月末
第3期	10～12月	令和7年12月12日（金）	令和8年2月末
第4期	1～3月	<b>令和8年 3月23日（月）</b>	令和8年5月末

※認可外保育施設を退所後に他の認可外保育施設に入所した場合や口座情報を変更する場合など、申請内容に変更が生じた場合には、改めて申請が必要です。

※当該年度に限り、期を遡って申請ができます。ただし、最終提出期限である第4期の申請期限を過ぎた場合は、当該年度中の利用分について申請することはできません。

※**令和8年3月23日（月）は最終提出期限**です。

最終提出期限を過ぎた場合は、いかなる理由でも令和7年度の申請を受け付けることができません。余裕をもってご申請ください。

## 3. 申請

品川区電子申請サービスからの申請もしくは、令和7年度品川区認可外保育施設保育料助成金交付申請書の提出のどちらか一方の手続きをすることにより、本助成金の申請することができます。

### 【電子申請の場合】

右QRコードより、品川区電子申請サービス（令和7年度品川区認可外保育施設保育料助成金（交付申請））へアクセスし、申請してください。



品川区電子申請サービス

### 【郵送もしくは窓口での申請の場合】

〒140-8715 品川区広町2-1-36  
品川区役所 保育入園調整課・利用助成係  
認可外保育施設保育料助成担当

## 4. 問い合わせ先

保育入園調整課 利用助成係 TEL:03-5742-6039

### 【参考情報】施設等利用給付（国の保育料一部無償化の給付金）制度

令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化にあたり「子育てのための施設等利用給付」制度が開始しました。認可外保育施設等の利用料に係る給付金を受けるためには、「施設等利用給付認定」の手続きを**必ず事前に申請してください。（申請日より前に遡っての認定はできません。）認定を受けている期間のみが給付対象となります。**給付対象者および給付上限額等必要な手続きについては、以下のリンクを参照してください。

問合せ先：保育入園調整課・利用助成係 03-5742-6039



詳細はこちら→